

公 告 時 交 付 資 料 に 関 す る 質 問 回 答 書

案件名	大阪公立大学中百舌鳥キャンパス第3期整備事業に係る技術協力業務
-----	---------------------------------

質問 No.	質問箇所		質問事項	回答
	交付資料名	NO.または ページ番号		
1	技術提案書	様式第11-1号	A)B)別々でA3 片面1枚以内に記載するのでしょうか。 A)B)合わせてA3片面1枚以内に記載するのでしょうか。ご教示願います。	評価項目AとB合わせてA3版片面 1枚以内に記載してください。
2	技術提案書	様式第11-2号	C)D)別々でA3 片面1枚以内に記載するのでしょうか。 C)D)合わせてA3片面1枚以内に記載するのでしょうか。ご教示願います。	評価項目CとD合わせてA3版片面 1枚以内に記載してください。
3	技術提案書	様式第11-2号	技術提案書 様式第11-1・2号 提案を履行する場合の金額(税込、共通費込)※参考見積金額とは工事費参考額:5,743,996,000円(消費税含む)で宜しいのでしょうか。ご教示願います。	参考見積金額とは、本プロポーザルの提出書類である参考見積書(様式第12号)に記載する金額です。 なお、この欄は、提案内容によって参考見積額が変わる場合に「提案した手法を反映した場合の増減額(増減に係る提案が複数ある場合は項目ごと)」を記載するものです。提案内容によって金額が変わらないのであれば、記載する必要はありません。
4	公募型プロポーザル募集要項	11頁 21. 本プロポーザルの留意事項	「技術提案は、1者につき1提案とする。」とは、様式1枚との認識で宜しいのでしょうか。ご教示願います。	1提案とは、提出できる技術提案書等が1セットであることを示しており、内容の異なる複数の技術提案書等を提出することはできません。なお、記載方法等詳細については技術提案書等作成要領によります。
5	提出書類について 参加資格申請時	様式5-1号	実績を証明する書類として「コリンズ」を添付すれば、契約書・図面等の添付は不要としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	公募型プロポーザル募集要項 6.参加資格要件「(14)および特記」に示されている条件が全て確認できる資料をご提出ください。また、自社保有施設の実績を提出する場合は自社施工であることを証明するため、確認申請書(第一面～第三面)の写しをご提出ください。なお、上記条件が全て確認できる場合は「コリンズ」のみの提出でも差し支えありません。
6	提出書類について 技術提案書時	様式10-2号 様式10-3号 様式10-4号 様式10-6号 様式10-7号	実績を証明する書類として「コリンズ」を添付すれば、契約書・図面等の添付は不要としてよろしいでしょうか。ご教示願います。	プロポーザル評価基準「表1」に示す【実績3】～【実績7】に係る条件(同評価基準「2.評価に関する留意事項 (1)実績調書における評価について」および各様式内に記されたものを含む)」が全て確認できる資料をご提出ください。また、自社保有施設の実績を提出する場合は自社施工であることを証明するため、確認申請書(第一面～第三面)の写しをご提出ください。なお、上記条件が全て確認できる場合は「コリンズ」のみの提出でも差し支えありません。 ただし、内装改修工事の実績の場合は施工面積の条件があるため、技術提案書等作成要領および各様式に記載のとおり、平面図等に改修範囲を着色し、その部分の面積を記載した資料をご提出ください。
7	提出書類について 参加資格申請時 技術提案書時	様式5-2号 様式5-3号 様式10-3号 様式10-4号	技術提案書等時に提出する配置技術者実績等調書(技術協力業務及び施工業務)にて、参加資格申請時と異なる技術者又は複数名の提出は可能でしょうか。ご教示願います。 (参加資格申請時に各1名での申請を行った場合)	配置技術者実績等調書で提出できる技術者は、参加申請時に提出した者に限ります。
8	提出書類について 参加資格申請時	様式5-3号	配置技術者調書(施工業務)について、優先交渉権者となった時点で1名に特定することとなっています。工事請負契約締結予定が令和9年4月末とあり、優先交渉権者決定時に特定した技術者の変更は可能でしょうか。ご教示願います。(変更の場合は同等の技術者を配置します。)	原則として優先交渉権者となった時点で特定した者を施工業務において配置してください。ただし、傷病療養、死亡、その他やむを得ない事情がある場合には別途協議とします。
9	提出書類について 技術提案書時	様式10-4号 様式10-6号 様式10-7号	配置技術者実績調書(施工業務)及び女性技術者調書について、優先交渉権者となった時点で1名に特定することとなっています。工事請負契約締結予定が令和9年4月末とあり、優先交渉権者決定時に特定した技術者の変更は可能でしょうか。ご教示願います。(変更の場合は同等の技術者を配置します。)	原則として優先交渉権者となった時点で特定した者を施工業務において配置してください。ただし、傷病療養、死亡、その他やむを得ない事情がある場合には別途協議とします。
10	公募型プロポーザル募集要項	1	工事概要において、既存改修が3棟ありますが、居ながら工事ではなく、工事期間中は学校関係者(教員及び学生等)が出入りしないものと考えてよろしいでしょうか。	A13棟、A14棟は居ながら工事ではありません。A10棟については、改修範囲に学校関係者の出入りはありませんが、改修範囲以外の建物内施設は授業等で通常通り使用しています。
11	公募型プロポーザル募集要項	7	10.現地視察に関する事項ですが、参加者に協力業者を帯同させてもよろしいでしょうか。ご指示ください。	代表構成員等が当該協力業者の所属会社、所属部署、担当分野、氏名、連絡先、その他必要な情報を把握し、かつ現地視察における当該協力業者の行動を管理し、責任を所掌する限りにおいて許可します。
12	公募型プロポーザル募集要項	13	法令関連リスク4の備考欄の『契約前』とは工事契約前と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。
13	公募型プロポーザル募集要項	14	用地リスク24の備考欄の『契約前』とは工事契約前と考えてよろしいでしょうか。 また、汚染土壌及び埋蔵物・埋設物に関する調査・設計は設計者の責任範疇と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。 汚染土壌及び埋蔵物・埋設物に関する調査・設計は発注者・設計者の所掌としますが、調査内容に照らし、施工者が実施することに合理性があると認められる場合はこの限りではありません。なお、具体的な実施範囲および役割分担等については別途協議のうえ決定するものとします。
14	プロポーザル評価基準	2	技術協力業務の配置予定者管理技術者と施工業務の配置予定監理技術者は兼任できるものとしてよろしいでしょうか。ご指示ください。またその場合、申請時の書類(資格証や健康保険証の写し 等)は兼任者1名分のみの添付でよろしいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。 ただし、配置技術者調書はそれぞれご提出ください。共通する資格者証等は兼任者1名分のみのご提出で差し支えありません。
15	プロポーザル評価基準	5	参考見積書については、あくまで参考とし、提出価格によって評価の優劣はつかず、また、業務の内容を拘束しないというのは、その後の概算見積もり及び精算見積もりに関しての増減差額等の説明及び責任を求められるものではないという理解でよろしいでしょうか。ご指示ください。	参考見積書の内容による評価の優劣はありません。また、技術協力業務にて作成する概算見積書および精算見積書と、提出された参考見積書の間に金額の差異が生じた場合でも、その差異をもって責任を問うものではありません。ただし、その差異の理由について説明を求める場合があります。

質問 No.	質問箇所		質問事項	回答
	交付資料名	NO.または ページ番号		
16	技術提案書等作成 要領	1	実績調書等に関して、『携わった立場を確認できる書類』とは、社内従事 証明書等にて証明するということでしょうか。ご指示ください。	コリンズや発注者へ提出した配置技術者届等、携わった立場を確認でき る書類を添付してください。 上記書類の提出が難しい場合は契約実績に係る証明書(様式第10ー5 号)を使用してください。なお、自社保有施設の実績についてはご理解の とおりです。
17	基本協定書	2	(価格等の交渉)5条2項 委託契約の初期段階、中間段階に概算見積書の提出を求められてい ますが初期段階の概算は業務委託契約完了後すぐに概算資料を受領す るという認識でよろしいでしょうか。また中間段階の概算資料はいつ頃受 領する事が出来ますでしょうか。ご指示ください。	初期段階の概算に必要な資料については業務委託契約締結後、可 能な限り早期に実施設計段階の検討資料を提供する予定です。また、中 間段階の必要資料は実施設計図の進捗に従って適切な時期に提供しま す。なお、提供時期や資料内容の詳細については別途協議のうえ決定す るものとします。
18	基本協定書	3	(価格等の交渉)5条4項 概算見積書等および精算見積書等の提出についてはその旨を事前に通 知するとありますが、 事前とは3か月程度前と考えてよろしいでしょうか。ご指示ください。	概算見積書等および精算見積書等の作成期間について協議のうえ、適 切な時期に通知します。
19	役割分担表		3社協議会、設計定例会議の開会頻度はどの程度となりますでしょうか。 ご指示ください。	月に2回程度の開催を想定していますが、詳細は別途協議とします。
20	役割分担表		埋蔵文化財調査について設計者と施工者両方が実施との明記がありま すが役所協議等については設計監理者の実施と考えてよろしいでしょ うか。 また必要となった場合は工事の契約に先立って行われることとなりますが 埋蔵文化財調査の費用については別途先行で契約されるという認識でよ ろしいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。
21	役割分担表		インフラ調査について設計者と施工者両方が実施との明記がありますが 設計に係るインフラ調査については設計者で行われるという認識でよろ しいでしょうか。ご指示ください。	よろしいです。

※1 黄色のセルに必要な事項を記入すること。 ※2 質問項目欄に不足があれば、適宜行挿入し、項目欄を増やして使用して下さい。